

「マスターズ陸上殿堂」の創設について

1. 趣 旨

高齢社会が進む21世紀。なかでも長寿国世界一であるわが国で、スポーツの基本である陸上競技を通じて心身の維持増進を図り、元気で豊かなライフワークを送ることを目標に“生涯スポーツ”の先駆者として、社団法人日本マスターズ陸上競技連合（以下「本連合」という。）の発展に大きく寄与した者、およびマスターズ陸上競技界において顕著な活躍をした選手に対して、その功績を永久に讃えるため、本連合創立30周年を記念して「マスターズ陸上殿堂」（以下「マスターズ殿堂」という。）を創設する。

殿堂入りした人は「伝道師」として今後、国民にマスターズ陸上の素晴らしさを伝えてもらう。

2. 設置場所（仮設）

当面、本連合事務所内に仮設し、殿堂入りした功労者の写真と顕彰譜を掲額するとともに、本連合ホームページにも掲載し、その栄誉を讃える。

3. 創設日

通常理事会ならびに通常総会において議決された日から創設する。

4. 殿堂入りの条件（選考基準（案））

（1）特別表彰

マスターズ陸上を實踐して次の①、②に該当し、かつ、③から⑦までの各号のいずれかにある者を候補者とする。

- ① 候補者として人格識見に優れた者
- ② 本連合の役員として、マスターズ陸上界の発展に顕著な功績のあった者。
- ③ 会長または専務理事（理事長を含む）の役員として10年以上務めた者。
- ④ 会長および副会長ならびに専務理事（理事長を含む。）のいずれかの役員を歴任し、その在任期間が通算20年以上務めた者。
- ⑤ 財団法人日本陸上競技連盟寄付行為細則第27条（功労章、勲功章）および第28条（秩父宮章）に定める栄章典を贈与された者。
- ⑥ 故人は、退任後の年数に関わらず候補者としてすることができる。

（2）競技者表彰

長年にわたりマスターズ陸上を實踐するとともに、広く国民に感動や勇気を与え、顕著な功績や成績等をあげられ、かつ次の各号に該当する者を候補者とする。

- ① 世界マスターズ陸上競技選手権大会、アジアマスターズ陸上競技選手権大会、全日本マスターズ陸上競技選手権大会にそれぞれ出場し、マスターズ競技者として優秀かつ模範となる者。
- ② 上記①の競技会において、個人種目の金メダルと世界新記録を樹立した回数の合計が100回以上の者。
- ③ 上記②に関わらず、①の世界マスターズ陸上競技選手権大会、アジアマスターズ陸上競技

選手権大会に通算 40 回以上、または全日本マスターズ陸上競技選手権大会に 50 年以上にわたり出場している者。および、世界・アジア・全日本マスターズ選手権大会に合計 70 回以上出場した者。

- ④ 40 年以上の登録会員で、本殿堂が創設されてから 47 都道府県マスターズ陸上競技選手権大会のすべてに出場した者、または連合が公認するマスターズ競技会に 500 回以上出場した者で、地域マスターズ陸上競技連盟の理事会・総会において承認され、殿堂選考委員会が特に功績があると認めた者。

5. 選考方法

選考は上記 4. 殿堂入りの条件（選考基準（案））に基づき、次の方法により行なう。

- ① 「マスターズ陸上殿堂選考委員会」（以下「殿堂選考委員会」という。）を設置する。
殿堂選考委員会は、会長の諮問を受けて候補者一覧表を作成し、表彰選考委員会と協議のうえ、会長に答申する。
- ② 会長は答申内容を精査の上、理事会および総会に諮り、議決されたときに決定し、公表するものとする。
- ③ 殿堂選考委員会は次の委員をもって構成する。委員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
なお、委員は被表彰者の候補者となることはできない。
 - ア. 本連合の理事 5 名。
 - イ. マスターズ理事以外の学識経験者 2 名。

6. 表 彰

- ① 表彰は、全日本マスターズ陸上競技選手権大会において行う。
- ② 表彰者には、表彰状と記念品を贈って、その栄誉を讃える。